

## 全国高圧ガス容器検査協会 青年部会 規約

### 第1章 総則

#### 第1条（名称）

当部会は全国高圧ガス容器検査協会青年部会と称する。

#### 第2条（目的）

当部会は高圧ガス保安法に定める容器再検査事業を行う企業並びに事業所の後継者育成と交流促進を目的とする。

#### 第3条（事業）

当部会は前条の目的を達成するため、以下に掲げる活動及び事業を行う。

- (1)日本国内外での研修会。
- (2)一般社団法人全国高圧ガス容器検査協会の会員並びに青年部会の部会員拡大活動。
- (3)その他、目的に必要な活動及び事業。

#### 第4条（事務局）

当部会の事務局は、一般社団法人全国高圧ガス容器検査協会事務局内に置くことができる。

#### 第5条（部会員資格）

当部会の部会員は満50歳以下で、下記の部会員種別に該当する個人とする。

ただし一つの法人及び資本関係を持つグループからの入会は二名までとする。

なお当部会の部会員になろうとするものは、所定の入会申込書を会費とともに部会長に提出し、役員会の承認を受けなければならない。

- (1)正部会員：容器再検査事業を生業とする企業の後継者及び事業所の責任者候補もしくは経営に携わる者。
- (2)賛助部会員：容器再検査事業に関わる事業を生業とする企業の後継者及び事業所の責任者候補もしくは経営に携わる者。

#### 第6条（退会）

当部会を退会しようとするものは、当該年度の会費を納めた上で所定の退会届出書を部会長に提出しなければならない。

#### 第7条（除名）

部会員が下記に該当する場合は除名することができる。

- (1)当部会の目的に著しく背く行動のあった場合。
- (2)当部会の名誉を著しく傷付ける行動のあった場合。
- (3)年会費の未払いが2年以上続く場合。

## 第8条（会費）

当部会の会費は正部会員一名につき年間二万円とし、賛助部会員一名につき年間一万円とする。

## 第2章 会議

### 第9条（会議）

会議は総会及び役員会とする。

### 第10条（総会）

定時総会は毎年1回、4月から6月までの間に行い臨時総会は必要の都度、部会長が定時役員会もしくは臨時役員会の承認を得て招集する。

### 第11条（招集）

総会の招集は、開催日の2週間前までに目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を各部会員に通知する。

### 第12条（定足数）

総会の議事は出席部会員の過半数をもってこれを決する。各部会員は均等に議決権を有する。なお可否同数の場合は議長がこれを決する。

### 第13条（議長）

総会は部会長がその議長となる。なお次の事項は定時総会または臨時総会の決議を経なければならない。

- (1)当部会の事業計画及び前年度の事業報告の承認。
- (2)当部会の収支予算の決定及び前年度の収支報告の承認。
- (3)役員を選任。
- (4)部会員の除名に関する事項

以上の他、当部会運営に必要な事項はすべて定時役員会もしくは臨時役員会にて決定する。

### 第14条（役員会）

役員会は定時役員会と臨時役員会とする。

- (1)定時役員会は通常、年間活動計画に則り開催し、全役員が出席義務を有する。
- (2)臨時役員会は部会長が必要と認めた時、又は役員の2分の1以上の要請があった時に随時部会長が開催する。

なお役員会において各役員は均等に議決権を有し、その議事は出席過半数をもってこれを決する。

### 第3章 役員

#### 第15条（役員）

当部会は下記の役員を置くことができる。任期は1年とし再任は妨げない。

- |          |      |
|----------|------|
| (1) 部会長  | 1名   |
| (2) 副部会長 | 2名以内 |
| (3) 事務局長 | 1名   |
| (4) 顧問   | 若干名  |

ただし部会長、副部会長、事務局長は正部会員のみとし、一つの法人及び資本関係を持つグループから一名のみ就任できる。

また顧問は本人の承諾を得て部会長が委嘱する。

なお顧問は第5条の部会員資格並びに第8条の会費に必ずしも該当する必要はない。

#### 第16条（職務）

各役員の職務および執行業務は以下の通りとする。

- (1)部会長は青年部会を代表し、当部会の一切を統轄する。
- (2)副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときはこれを代理する。
- (3)事務局長は部会長を補佐し、当部会の会計及び運営に関する業務を管理し執行する。
- (4)顧問は当部会全般に対し助言等を行う。

### 第4章 その他

#### 第17条（会期）

当部会の運営年度は毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

但し初年度のみこの限りではない。

#### 第18条（施行・改定）

本規約は、設立日（2019年5月22日）より施行する。

なお本規約の改定は役員会の承認を得て行う。